

## 「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

新			旧		
	国自総第	446号		国自総第	446号
	国自旅第	161号		国自旅第	161号
	国自整第	149号		国自整第	149号
	平成14年	1月30日		平成14年	1月30日
一部改正	国自総第	120号	一部改正	国自総第	120号
	国自旅第	46号		国自旅第	46号
	国自整第	47号		国自整第	47号
	平成14年	6月28日		平成14年	6月28日
一部改正	国自総第	286号	一部改正	国自総第	286号
	国自旅第	132号		国自旅第	132号
	国自整第	114号		国自整第	114号
	平成14年	10月1日		平成14年	10月1日
一部改正	国自総第	540号	一部改正	国自総第	540号
	国自旅第	243号		国自旅第	243号
	国自整第	226号		国自整第	226号
	平成15年	3月31日		平成15年	3月31日
一部改正	国自総第	553号	一部改正	国自総第	553号
	国自旅第	263号		国自旅第	263号
	国自整第	186号		国自整第	186号
	平成16年	3月29日		平成16年	3月29日
一部改正	国自総第	392号	一部改正	国自総第	392号
	国自旅第	185号		国自旅第	185号
	国自整第	83号		国自整第	83号
	平成17年	12月5日		平成17年	12月5日
一部改正	国自総第	329号	一部改正	国自総第	329号
	国自旅第	187号		国自旅第	187号
	国自整第	95号		国自整第	95号
	平成18年	9月29日		平成18年	9月29日
一部改正	国自総第	587号	一部改正	国自総第	587号
	国自旅第	328号		国自旅第	328号
	国自整第	179号		国自整第	179号
	平成19年	3月30日		平成19年	3月30日
一部改正	国自安第	29号	一部改正	国自安第	29号
	国自旅第	82号		国自旅第	82号
	国自整第	42号		国自整第	42号

平成20年 6月11日  
 一部改正 国自安第 54号  
 国自旅第 120号  
 国自整第 47号  
 平成20年 9月28日  
 一部改正 国自安第 117号  
 国自旅第 194号  
 国自整第 91号  
 平成21年11月20日  
 一部改正 国自安第 6号  
 国自旅第 8号  
 国自整第 6号  
 平成22年 4月28日  
 一部改正 国自安第 170号  
 国自旅第 246号  
 国自整第 145号  
 平成23年 3月31日  
 一部改正 国自安第 76号  
 国自旅第 169号  
 国自整第 147号  
 平成24年 4月16日  
 一部改正 国自安第 34号  
 国自旅第 206号  
 国自整第 56号  
 平成24年 6月29日  
 一部改正 国自安第 48号  
国自旅第 223号  
国自整第 70号  
 平成24年 7月18日

平成20年 6月11日  
 一部改正 国自安第 54号  
 国自旅第 120号  
 国自整第 47号  
 平成20年 9月28日  
 一部改正 国自安第 117号  
 国自旅第 194号  
 国自整第 91号  
 平成21年11月20日  
 一部改正 国自安第 6号  
 国自旅第 8号  
 国自整第 6号  
 平成22年 4月28日  
 一部改正 国自安第 170号  
 国自旅第 246号  
 国自整第 145号  
 平成23年 3月31日  
 一部改正 国自安第 76号  
 国自旅第 169号  
 国自整第 147号  
 平成24年 4月16日  
 一部改正 国自安第 34号  
 国自旅第 206号  
 国自整第 56号  
 平成24年 6月29日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿  
 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
 沖縄総合事務局運輸部長 殿

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿  
 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
 沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長  
 自動車局旅客課長

自動車局安全政策課長  
 自動車局旅客課長

## 旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

## 第2条の2 ～ 第20条（略）

## 第21条 過労防止等

(1)～(5) (略)

(6) 交替運転者の配置（第6項）

① 「運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるとき」とは、運転者の体調等を考慮して個別に判断することが必要であるが、次のいずれかの場合がこれに該当する。

イ. 勤務時間等基準告示で定められた次のような条件を超えて引き続き運行する場合

(イ) 拘束時間が16時間を超える場合

(ロ) 運転時間が2日を平均して1日9時間を超える場合

(ハ) 連続運転時間が4時間を超える場合

ロ. 高速ツアーバス（高速道路（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条

第1項に規定する高速自動車国道及び道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。）を経由する2地点間の移動のみを主たる目的とする募集型企画旅行として運行される貸切バスをいう。以下この項において同じ。）及び会員制高速バス（会費を支払った会員向けに一定期間乗り放題等の形態で提供される、高速道路を経由する2地点間の移動サービスのために運行される貸切バスをいう。以下同じ。）の夜間運行（最初の乗客が乗車する時刻又は最後の乗客が降車する時刻が、午前2時から午前4時までの間にある運行又は当該時刻をまたぐ運行をいう。以下同じ。）において、その一運行実車距離（利用者の乗車の有無に関わらず、利用者が乗車可能な区間として、旅行者又は会員制高速バスの運営主体（以下「旅行者等」という）が設定した起点から終点までの距離をいう。以下同じ。）が500kmを超える場合

ハ. 高速ツアーバス及び会員制高速バス（以下「高速ツアーバス等」という。）の夜間運行において、当該運行を行う事業者が次の(イ)から(ニ)までに掲げる取組について実施せず、又は(ホ)から(ヲ)までに掲げる取組のうち1つも実施していない場合であって、その一運行実車距離が400kmを超える場合

(イ) 遠隔地において当該運行の乗務前又は乗務後の点呼を電話により行う際、当該運行を行う事業者が、共同運行事業者その他の事業者（以下「共同運行事業者等」という。）と点呼時の立会いに関する契約に基づき、当該共同運行事業者等の運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）が運転者に立ち会っていること、当該運行を行う事業者の他の営業所の運行管理者等が立ち会っていること、又はITを活用した点呼（運転者が所属する営業所に設置した装置（以下「設

## 旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

## 第2条の2 ～ 第20条（略）

## 第21条 過労防止等

(1)～(5) (略)

(6) 交替運転者の配置（第6項）

① 「運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるとき」とは、運転者の体調等を考慮して個別に判断することが必要であるが、勤務時間等基準告示で定められた条件を超えて引き続き運行する場合は、これに該当する。

具体的には、次のような場合が該当する。

イ. 拘束時間が16時間を超える場合

ロ. 運転時間が2日を平均して1日9時間を超える場合

ハ. 連続運転時間が4時間を超える場合

② 「交替するための運転者を配置」とは、交替運転者を当該事業用自動車に添乗させ、又は交替箇所にて待機させることをいう。

置型端末」という。)及び運転者が携帯する装置(以下「携帯型端末」という。)のカメラによって、運行管理者等が当該運転者の疾病、疲労等の状況を随時確認できると同時に、携帯型端末のカメラで撮影した画像及びアルコール検知器の測定結果によって運行管理者等が当該運転者の酒気帯びの有無について確認できるとともに、当該測定結果を運行管理者の営業所の設置型端末へ自動的に記録し、及び保存できる点呼をいう。)を行っていること

(ロ)当該運行の用に供される車両に道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第48条の2第2項の規定に適合するデジタル式運行記録計を装着し、当該運行を行う事業者がそれを用いた運行管理を行っているとともに、デジタル式運行記録計の記録に基づく運転者指導を行っていること

(ハ)当該運行の運行計画において、当該運行の連続運転時間を概ね2時間以下とし、概ね2時間ごとに20分以上の休憩を確保していること

(ニ)当該運行を行う運転者の運行直前の休息期間が11時間以上であること

(ホ)当該運行を行う事業者が公益社団法人日本バス協会が実施する貸切バス事業者安全性評価認定制度に基づき、現に認定を受けていること

(ヘ)当該運行を行う事業者が参加する安全運行協議会(「高速ツアーバスに係る安全運行協議会の設置について」(平成24年6月18日付け国自旅196号)に規定する安全運行協議会をいう。)が設置され、運転者の過労防止策等の安全措置が適切に実行されていることについて、旅行業者のスタッフ又はこれに準ずる者による調査が行われていること

(ト)当該運行を行う事業者が高速バス運転者の育成プログラム(組織として体系的にバス運転者を育成することを明記したプログラムであって、経験年数別に座学・実技を含む研修の実施を含むものをいう。)を有し、それに従い運転者の育成を行っていること

(チ)当該運行を行う事業者が映像記録型ドライブレコーダーを用いて、運転者指導を行っていること

(リ)当該運行の用に供される車両に、衝突被害軽減ブレーキを装着していること

(ヌ)当該運行の用に供される車両に、車線逸脱警報装置を装着していること

(ル)当該運行の用に供される車両に、居眠りを感知できる装置を装着していること

(ヲ)当該運行の運行管理を行う運行管理者等が24時間にわたって運行中は営業所に常駐して運転者を支援する体制を敷いていること

二. 高速ツアーバス等の夜間運行において、当該運行を行う事業者が上記ハ.の(イ)から(ニ)までに掲げる取組の全ての実施状況及び(ホ)から(ヲ)までに掲げる取組のいずれかの実施状況について、旅行業者等が当該運行に係る予約の受付を開始するまでにインターネット上に公表しない場合であって、その一運行実車距離が400kmを超える場合

(インターネット上の公表の例)

※当該運行の発着地、発着時刻、企画実施会社等に加え以下の内容を表示。

(実車距離) 〇〇〇km

(当該運行に関し、自社で実施している安全確保のための取組)

○「「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について（平成24年7月18日付け国自安第48号、国自旅第223号、国自整第70号）」21条(6)①ハ(イ)から(ニ)に掲げる項目について、以下の通り、全てを実施している。

(イ)遠隔地において、共同運行事業者の立会による点呼を行っている

(ロ)デジタル式運行記録計による運行管理を行っている

(ハ)連続運転時間を概ね2時間とし、2時間ごとに20分以上の休憩を確保している

(ニ)運転者の運行直前の休息期間を11時間以上確保している

○「「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について（平成24年7月18日付け国自安第48号、国自旅第223号、国自整第70号）」21条(6)①ハ(ホ)から(ヲ)に掲げる項目のうち、以下の通り、(ホ)を実施している。

(ホ)公益社団法人日本バス協会が実施する貸切バス事業者安全性評価認定制度に基づく認定を受けている

ホ. 高速ツアーバス等の夜間運行について、当該運行に乗務する運転者の1日の乗務時間（当該運行の乗務開始から乗務終了までの時間）が10時間を超える場合

② 「交替するための運転者を配置」とは、交替運転者を当該事業用自動車に添乗させ、又は交替箇所に予め待機させることをいう。

## 第24条 点呼等

(1) 乗務前及び乗務後の点呼等の実施（第1項及び第2項）

① 「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が開始又は終了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼が乗務員が所属する営業所において対面で実施できない場合等を行い、車庫と当該車庫を所管する営業所が離れている場合、早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。

ただし、一般乗合旅客自動車運送事業及び道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第21条第2号による許可を受けた一般貸切旅客自動車運送事業について事業用自動車の車庫が営業所から「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条第1号の規定に基づき運輸大臣が定める地域及び運輸大臣が定める距離」（平成3年運輸省告示第340号）第1項の表の上欄に掲げる地域ごとに同表の下欄中ただし書きに掲げる距離にある場合であって、乗務員が営業所以外の地で乗務を開始又は終了することとなることにより、乗務前点呼又は乗務後点呼を所属する営業所において対面で実施できない勤務となる場合は、「運行上やむを得ない場合」として取り扱って差し支えないが、運行の安全を確保するうえで、対面による点呼が重要であることから、運行管理者等を派遣するなどできる限り対面で実施するよう指導す

## 第24条 点呼等

(1) 乗務前及び乗務後の点呼等の実施（第1項及び第2項）

① 「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が開始又は終了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼が乗務員が所属する営業所において対面で実施できない場合等を行い、車庫と当該車庫を所管する営業所が離れている場合、早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。

ただし、一般乗合旅客自動車運送事業及び道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第21条第2号による許可を受けた一般貸切旅客自動車運送事業について事業用自動車の車庫が営業所から「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条第1号の規定に基づき運輸大臣が定める地域及び運輸大臣が定める距離」（平成3年運輸省告示第340号）第1項の表の上欄に掲げる地域ごとに同表の下欄中ただし書きに掲げる距離にある場合であって、乗務員が営業所以外の地で乗務を開始又は終了することとなることにより、乗務前点呼又は乗務後点呼を所属する営業所において対面で実施できない勤務となる場合は、「運行上やむを得ない場合」として取り扱って差し支えないが、運行の安全を確保するうえで、対面による点呼が重要であることから、運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）を派遣す

ること。

また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合等、必要に応じて運行管理者等を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施するよう指導すること。

①～④ (略)

(2)～(3) (略)

#### 第28条の2 運行指示書による指示等

(1) 運行指示書と異なる運行を行う場合には、原則として、運行管理者の指示に基づいて行うよう指導すること。ただし、運転者が運転中に疲労や眠気を感じたときは、運行管理者の指示を受ける前に運転を中止し、その後速やかに運行管理者に連絡を取り、指示を受けるよう指導すること。

なお、変更の指示があった場合には、その内容、理由及び指示をした運行管理者の氏名を運行指示書に記入させること。

(2) 第1項第4号の「旅客が乗車する区間」とは、個々の契約毎に最初に旅客が乗車する地点と最後に旅客が降車する地点間をいうものであり、乗務員以外に添乗員等のみを運送する区間は含まれない。

るなどできる限り対面で実施するよう指導すること。

また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合等、必要に応じて運行管理者等を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施するよう指導すること。

②～④ (略)

(2)～(3) (略)

#### 第28条の2 運行指示書による指示等

(1) 運行指示書と異なる運行を行う場合には、原則として、運行管理者の指示に基づいて行うよう指導すること。

なお、変更の指示があった場合には、その内容、理由及び指示をした運行管理者の氏名を運行指示書に記入させること。

(2) 第1項第4号の「旅客が乗車する区間」とは、個々の契約毎に最初に旅客が乗車する地点と最後に旅客が降車する地点間をいうものであり、乗務員以外に添乗員等のみを運送する区間は含まれない。

附 則 (平成24年7月18日付け国自安第48号、国自旅第223号、国自整第70号)

改正後の通達は、平成24年7月20日から施行する。